

にしかつら

主な内容

- 町からのお知らせ …… P2
- 住民投票について …… P3
- 町民文化祭 …… P4
- その他のお知らせ …… P10
- 行事予定・人の動き …… P13
- フォトニュース …… P14



のお知らせ

町長 解職投票

町議会 解散投票

～町民グループによる町長解職・町議会解散に賛同する署名が法定数を超えたため
町長解職・町議会解散の賛否を町民に問う住民投票が実施されます～

当日投票

日時 10月21日(日) 午前7時～午後8時
場所 いきいき健康福祉センター

期日前投票

日時 10月2日(火)～20日(土) 午前8時30分～午後8時
場所 ふれあいサロン三ツ峠 ※投票日に予定のある方は、期日前投票をお願いします。

西桂町長解職請求

一 請求代表者の氏名

氏名	川村 信義
氏名	渡辺 正芳
氏名	芦沢 茂義
氏名	小林 栄作
氏名	新田 重治

二 請求の要旨

①石田町長は当選後、平成二十三年七月十日頃、本人名義で町内の有権者にウナギの蒲焼きセットを宅配し、三十一人全員が受取りを認めていること、このことは、公職選挙法第九十九条の二の規定「候補者の寄付の禁止」に違反しているとみるべきだ。

②この事件について、夫婦で警察の事情聴取を受けている事実があること。

西桂町議会解散請求

一 請求代表者の氏名

氏名 新田 善久

二 請求の要旨

泥沼の政治対立が無い事が西桂町の伝統であった。町を二分した先の町長選後、我々は両派の町民の融和に向けた努力を行ってきた。しかし、町議会議員は現町長を辞めさせ自分たちが推した候補者の復権に全精力を傾注し、大多数の町民の願いを顧みず政治闘争を継続している。町民からの質

③二元代表制の一翼である議会の辞職勧告決議を全く無視し、自分の主張のみ繰返し、議会による調査特別委員会を無断で中途退席する等、町のトップとしての調整能力が全くないこと。

④「妻がやった。自分は関与していない。送り先は選挙には関しない」と言っているが、六千円相当のウナギの蒲焼セット三十一個分、金額にして約十八万円や、その贈り先を考えると常識的に全く納得の出来る事ではない。

⑤警察の判断とは別に、今回の町長選の支持者にウナギの蒲焼きのセットが贈られたことは事実であり、その社会的道義的責任は町のトップとして容認できるものではない。

⑥多くの町民の受けた各種報道、風評による甚大な精神的屈辱は計り知れない。

問に「町長の辞職まで政治闘争を継続する。話し合いの余地はない」と回答した議長は職務怠慢により議会の議事録を長期にわたり作成せず、また他の議員は職務である町民との対話や議論を全く行おうとしない。加えて、地方自治法110条に基づく特別調査委員会を設置するもその違法運用を続け、警察が捜査終了した「うなぎ贈答問題」を取り上げる事を住民の絆を広げる事よりも最優先している有様である。

自らの考え・言葉を持たない町議会

⑦事件発生から一年が経過しようとしていないにも関わらず、このような騒動に対して給与を五ヶ月間、今迄より二十%減額(およそ五十二万円)と、この問題を金銭で済ませようなどと言う考えは到底容認出来ない。

⑧事件発覚後、半年間も町民への説明責任を果たさず、議会の調査特別委員会による質問に対しても、明確な回答をしていないこと。

⑨コンプライアンス(法令順守)意識が欠如しており、町のトップとしてふさわしくないこと。

⑩このままでは公職選挙法違反をしても「妻のせいになれば責任を取らなくてもよい」という理不尽が全国に適用してしまう。

議員が町民の幸福並びに健全な西桂町政発展の阻害因子であることが先の回答などからも判るように、彼らに健全な町政を毛頭望めない事が明確になった。このような不適格議員をこれからも町民の代表として議会に送る訳にはいかないので、我々は止むに止まれず民主主義社会で認められている自らの権利を行使する事を決めた。政争の無い幸せな生活を望む町民の民意を結集し、ここに西桂町議会の解散を請求する。

投票用紙の記入方法

通常の手書きとは異なりますので投票用紙には、次のように記入してください。

○や×等の記号ではなく、町長解職投票用紙には町長の氏名、議会解散投票用紙には賛成か反対を記入してください。

町長の解職投票

町長をやめさせたくない人

【反対】の欄に町長の氏名を記入する

反対	賛成
石田寿一	

○ 注意

一 解職に賛成の人は、賛成欄に解職の請求を受けている者の氏名を書くこと。

二 解職に反対の人は、反対欄に解職の請求を受けている者の氏名を書くこと。

町長をやめさせたい人

【賛成】の欄に町長の氏名を記入する

反対	賛成
	石田寿一

○ 注意

一 解職に賛成の人は、賛成欄に解職の請求を受けている者の氏名を書くこと。

二 解職に反対の人は、反対欄に解職の請求を受けている者の氏名を書くこと。

町議会の解散投票

議会を解散させたくない人

【反対】を記入する

反対

○ 注意

一 解散に賛成の人は、賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。

二 他ことは書かないこと。

議会を解散させたい人

【賛成】を記入する

賛成

○ 注意

一 解散に賛成の人は、賛成と書き、反対の人は反対と書くこと。

二 他ことは書かないこと。

解職・解散についての注意点

◆投票できる人

・平成4年9月1日以前に出生した人・平成24年6月1日までに住民登録をし、引き続き住んでいる人

◆投票できない人

・投票日までに町外へ転出した人

◆西桂町長の解職・西桂町議会の解散の賛否の決定は、有効投票（賛成票と反対票を合計した票数）の過半数で決まります。いずれの投票も賛成の票数が有効投票の過半数だったときは町長は失職、議会は解散となります。

第34回町民文化祭

とき 平成24年11月4・5日

ところ 西桂町YLO会館

参加者・参加作品募集!

— 展示作品募集 —

絵画、書道、手芸、写真、陶芸等

申込期限… 10月26日(金)午後5時

展示作品搬入 11月2日(金)午後5時

申込み、搬入場所 YLO会館

※サークル等団体で展示を行いたい場合には事前にご連絡ください。
※申込みのない作品は展示できませんのでご承知ください。



展示作品 募集要項

- 1人1部門につき2作品まで出展できます。
- 町民及び町内勤務者が対象です。
- 自分で作成したものに限り(一部例外があります)
- 営利目的の作品や宗教色の濃い作品はご遠慮願います。
- 作品は額入れまたは、裏打ちし、仮巻きか仮表装してください。
- 書道作品は半切以下でお願いします。

俳句募集 ~四季雑詠~

受付期日 10月5日(金)まで
期日外の投句は受付ませんので
ご注意ください。

投句場所 西桂町YLO会館内投句箱
(氏名・住所を明記)

応募資格 町内在住者、在勤者

その他 1人5句以内
◎投句作品は文化祭に展示します。
◎未発表の作品に限ります。



俳句運座

日時 11月4日(日)
午後7時00分~

場所 YLO会館 2階和室



文化協会会員募集!!

西桂町文化協会には、美術、書道、華道、手芸、合唱、詩吟、舞踊、俳句、茶道、囲碁、歌謡、大正琴、写真、シルバーコーラス、陶芸、世さ来いみつとうげ、二胡、フラ・プルメリア、飛女龍、桜華嵐舞といった、さまざまな部会があり、地域文化の向上や情緒豊かな人間像の探究のためそれぞれ熱心に活動しています。技術を習得したい方、なかまづくりをしたい方、新しい自分を創造・発見したい方など、上記の文化活動に興味をもたれた方は、お気軽に文化協会事務局までお問合せください。



~ 文化祭に関するお問合せ先 ~ 西桂町教育委員会 (☎ 25-2941) 担当 川村



Town Orienteering Challenge タウンオリエンテーリングチャレンジ

地図を使って、ヒントをたよりにポイントを巡り、ゴールをめざす「ウォーキング」と「レクリエーション」を合わせた生涯スポーツです。

簡単な“えいご”のヒントを読み取ってゴールをめざそう！

開催日 10月14日(日) 午前9時00分～
雨天順延 ※雨天の場合は、同月28日(日)に延期します。

集合 YLO会館前駐車場 午前8時45分
募集数 30名 小学生以上
(先着順、定員になり次第締切)
※小学生のみなさんは、
家族で参加してください。

参加料 1人500円
コース YLO会館を中心に、町内約3km～4kmのコース

服装 ウォーキングの服装
(帽子・ウォーキングシューズ等)

持ち物 タオル・飲料水等・保険証

講師 クリス・アンウィン先生(西桂町AL T)
(NZレクリエーションスポーツ省認定トレーナー)

主催 西桂町教育委員会
お申込み・お問合せ
西桂町教育委員会 社会体育係 小山
☎25-2941 (YLO会館)

臨時職員募集

西桂町では、平成25年度に、臨時職員の採用を予定しています。

- 1. 採用職種
 - ① 役場業務員兼運転手 1名 (大型自動車免許を有する)
 - ② 中学校用務員兼給食車運転手 1名 (普通自動車免許を有する)
- 2. 採用資格
 - (1) 年齢要件 昭和24年4月2日から昭和

32年4月1日までに生まれた方

- (2) 住所要件 西桂町内に住所を有する方
- 3. 勤務時間 基本 午前8時30分から午後5時15分
- 4. 処遇 月額 6,050円(役場) 5,600円(中学校)
- 5. 申込方法
 - (1) 履歴書(市販のもの・写真添付)・免許証の写し

- 【受付期間】 平成24年10月31日(水)まで
- 【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除きます。)
- 【受付場所】 西桂町役場 総務課総務係 (2階) ☎(25)2121
- 【その他】 応募者が多数の場合は論述(作文)、口述(面接)試験を実施致します。

第52回

町民体育祭開催!!

きもちいい汗を
みんなでかこう



オリンピックも終わり、そろそろご自身の体を動かしませんか? スポーツの秋! みんなで体を動かして、楽しみましょう!

地区対抗の町民体育祭を次のとおり開催いたします。みな様ふるってご参加ください。

- 開催日** 10月8日(月) 体育の日
午前9時00分～ 雨天中止
- 集合** 西桂町民グランド
午前8時40分
- 主催** 西桂町体育協会
- 共催** 各地区・西桂町・教育委員会
・西桂町スポーツ推進委員会
- 後援** 大月警察署
大月交通安全協会西桂支部

午前の部	午後の部
・開会式	★ ⑩玉入れ
★ ①コウモリ de キャッチ	★ ⑪アベックボウリング
● ②2人の世界	★ ⑫ナイスキック
● ③子供綱引き	★ ⑬パン2でデート
● ④来賓ゲーム	★ ⑭障害物競走
★ ⑤闇夜のドライブ	・閉会式
● ⑥釣りキチ三平	
● ⑦太公望	
★ ⑧4人でゴーツ!ゴーツ!	
● ⑨グランドボウリング	

★ 得点種目
● 特別種目

単独の不活化ポリオワクチンが 24年9月から 導入されました



平成24年9月1日から、ポリオの定期接種ワクチンが、生ポリオワクチンに代えて、不活化ポリオワクチンに一齐に切り替わりました。このことにより接種方法や回数が変わりました。

ポリオワクチンの接種を完全に終えていないお子様については、ポリオ予診票が変わりましたので、いきいき健康福祉センター保健係窓口で予診票の引替をして下さい。（対象の方には通知しました）不活化ポリオワクチンについては、次のことに注意して接種してください。

接種方法と回数

- ・生ポリオワクチンを1回も接種していない方は、原則として不活化ポリオワクチンを医療機関で4回受けてください。
- ・生ポリオワクチンを1回接種した方は、不活化ポリオワクチンを医療機関で3回受けてください。
- ・生ポリオワクチンを既に2回接種された方は、不活化ポリオワクチンの接種は不要です。

ただし、9月1日時点では4回目は定期接種として認められていないため、接種できません。4回目が導入された時点でお知らせします。

接種間隔

- ・1～3回目は当分の間20日以上の間隔をおいて接種します。
- ・4回目が導入された場合3回目から6か月以上の間隔をおいて接種します。

過去の接種歴

- ・9月1日以前に海外や任意接種で不活化ポリオワクチンを接種した方については、医師の判断と保護者の同意に基づき、定期接種の一部が終了したものとみなすことができ、残りの回数の不活化ワクチン接種を行います。

この場合も現時点では、4回目接種は定期接種には含まれていません。

4種混合（3種混合＋ポリオ）ワクチンについて（11月導入予定）

今後4種混合（3種混合にポリオを追加した）ワクチンが導入された場合の単独ワクチンとの併用については、導入が確定された時点でお知らせします。

ポリオワクチンについて、ご不明な点はお問い合わせ下さい。

お問い合わせ いきいき健康福祉センター 福祉保健課 保健係 ☎25-4000



これらも、交通安全関係団体の皆さんの地道な交通安全に対する取り組みの成果の現れと受け止めています。

これからも、「交通死亡事故ゼロ」の記録を伸ばすため、町民の皆さんで交通安全を心がけましょう。

平成24年8月9日山梨県警察本部長より感謝状が西桂町に贈呈されました。（平成24年7月2日までの2100日間町内における交通死亡事故が発生していません！！）

★西桂町
交通死亡事故ゼロ
2100日達成★

10月1日から「障害者虐待防止法」が施行されますので、この法律の概要をお知らせします。

「障害者虐待防止法」の基本知識

どんな法律なの？

「障害者虐待防止法」は、正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といいます。

障害を持つ人が自立し社会参画していく上で、虐待が大きな妨げになっていることは、以前から問題になっていました。そこで、虐待の防止を徹底させようと作られた法律が「障害者虐待防止法」です。

この法律には、障害を持つ人の権利を守るために、どのように対応すべきか明確に示されています。また、虐待の問題を、わたしたち全員で共有するべき問題として扱っています。

虐待はさまざまな場所で起きている

虐待は、家庭内に限らず、福祉施設や職場でも起こっています。「障害者虐待防止法」では、虐待の起こる場所を3つに分類し、身の回りの世話をする家族などのほか、福祉施設の職員、職場の経営者や上司による虐待を想定した対策が明記されています。

こんなことが虐待です

●身体的虐待

体に痛みや傷が生じる暴力や体罰を与えること。身動きの取れない状態にしたり、部屋に閉じ込めたりすること。

●心理的虐待

どなったり、悪口を言ったりして、心に苦痛を与えること。無視や嫌がらせ、職場の経営者などが差別的な扱いをすることも、心理的虐待。

●性的虐待

わいせつな行為をしたり、させたりすること。本人の前でわい

せつな言葉を言ったり、わいせつな画像を見せたりすることも含まれる。

●放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴などの身の回りの世話や介助などをしないこと。病院や学校に行かせないなど、必要な支援や福祉サービスを受けさせないこと。

●経済的虐待

本人の同意なしに、財産や預貯金、年金、賃金を勝手に使うこと。日常生活に必要なお金を渡さないこと。

「障害者虐待をなくすために、わたしたちが出来ること。」

虐待を他人事と思わない！

虐待は、特定の人や特定の家族で起こるものではありません。自分にも起こりうる身近な問題であると認識しておく必要があります。

虐待かなと思ったら、連絡する！

虐待は、障害をもつ人の生活の中で、身近な人によって引き起こされていることが多く、明るみに出にくい傾向があります。また、被害者自身が虐待を受けている自覚がない場合や、被害を訴えることが出来ない場合があり、深刻化してしまいます。

わたしたち全員が、虐待の芽に早めに気づき、ためらわずに連絡・通報することが重要なのです。

障害者の虐待や養護者の支援に関する相談、通報及びお問い合わせは、下記までお願いします。

問い合わせ先 西桂町役場 福祉保健課 福祉担当内

西桂町障害者虐待防止センター

TEL 0555 (25) 4000 FAX 0555 (25) 3574

障害のある方の生活と自立を支援します！



質問 「障害があるので、医療費がかかって大変なんです。」

回答 「医療費の助成制度をご紹介します。」

①重度心身障害者医療費助成制度

受給資格者証を医療機関などの窓口で提出すると、山梨県内では窓口での医療費の支払いが無料になります。

【対象者】 町内在住の医療保険に加入している人で重度の障害をもつ人

●身体障害者手帳：1級・2級・3級

●療育手帳：A

●精神障害者保健福祉手帳：1級・2級

●障害年金：1級・2級

●特別児童扶養手当受給

※所得制限あり：本人や生計維持者の所得が限度額以上の場合には対象となりません。

【助成期間】 申請の翌月から10月31日

※更新手続きが必要な方には、通知しますので手続きをお願いします。

※10月末に対象者の方に受給資格者証を交付いたします。

対象者でありながら、この制度を利用されていない方は、お気軽にお問い合わせください。

【申請書添付書類】 障害者手帳（障害年金証書等）・保険証・委任状兼同意書・同意書・所得証明・本人名義通帳

②自立支援医療（更生医療）

※事前申請（医療を受ける前）が原則です！

原則1割負担ですが、医療保険上の『世帯』の前年の市町村民税所得割により、上限額も設定されています。

対象になる医療の例

障害の種類	給付内容
視覚	角膜移植術、白内障手術、網膜はく離手術など
聴覚	外耳道形成術、鼓膜穿孔手術、人工鼓膜、人工内耳など
音声・言語・咀嚼機能	歯科矯正治療、口唇形成術、口蓋形成術、人工咽頭など
肢体不自由	関節形成術、人工関節置換術、理学療法、作業療法など
心臓機能	弁形成術、大動脈-冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術など
じん臓機能	人工透析療法、腎移植術、抗免疫療法など
小腸機能	中心静脈栄養法など
免疫機能	抗HIV療法、免疫調節療法など
肝臓機能	肝臓移植、抗免疫療法など

【対象者】 18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、障害の程度を軽くしたり、除去したり、障害の進行を防ぐことが可能な方に対し、医療費の負担分を助成する制度です。

【申請書類】 自立支援医療費（更生）支給認定申請書・自立支援医療（更生医療）意見書・同意書・保険証コピー・身体障害者手帳

お問い合わせ ■いきいき健康福祉センター内 福祉保健課 福祉担当

西桂町消防団

第47回山梨県消防団員

操法大会出場!

去る9月9日(日)山梨県消防学校(中央市)で行われた第47回山梨県消防団員操法大会へ富士五湖支部の代表として出場し、県内他7支部代表の消防団と操作の正確性、俊敏性を競いました。

惜しくも優勝ははがしましたが、当日は気温が高いなど、大変厳しい条件の下、そして相当な緊張の中での演技でしたが、奮励努力した2カ月半にわたる訓練の成果が十分に発揮され、正確な連携による団結力と、選手一人ひとりが無駄の無い俊敏で美しい演技を披露することが出来ました。

選手の皆さん、後方支援で活動した消防団の皆さん、長期にわたり本当にご苦労様でした。

- | | | |
|-----|----------|-------|
| 指揮者 | 第一分団班長 | 武藤 潤 |
| 1番員 | 第三分団班長 | 高尾 秀樹 |
| 2番員 | 第二分団班長 | 小林 康典 |
| 3番員 | 第五分団班長 | 前田 一矢 |
| 4番員 | 第四分団班長 | 小林 祐二 |
| 補欠員 | 技術分団副分団長 | 権守 正弘 |





秋から冬にかけて流行する恐れのあるインフルエンザのワクチン接種は、10月1日から始まります。

接種費用は、概ね3,600円です。中学生以上の方は1回接種、小学6年生までは2回接種となります。

西桂町では、平成24年10月1日から平成25年1月31日までを助成対象期間とし65歳以上の高齢者と中学生までのお子さんを対象にインフルエンザ予防接種費について2,000円(上限)を助成します。但し、1人1回接種分のみになります。

高齢者インフルエンザ助成

町内在住の65歳以上(25年1月31日までに満65歳となる方)

満60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとし

て厚生労働省令で定める方

【接種方法】

- ①事前に医療機関に予約をしてください。
- ②保険証と予診票を医療機関へ持参し、お受けください。(対象者へ予診票は9月末に送付します。)

子どもインフルエンザ助成

町内在住の中学生までのお子さん

【接種方法】

- ①事前に医療機関に予約をしてください。
- ②保険証と母子手帳を医療機関の受付に提示する際、「助成対象者」であることを告げてください。(予診票の個別送付はしません。医療機関に配布してあります)

【その他】

中学生までのお子さんが、県外の医療機関又は未契約の医療機関で接種した場合は償還払となります。

領収書・接種済証を大切に保管しておいてください。手続については、お問合せください。

毎年インフルエンザが流行する前の12月中旬までに接種しましょう！

【問合せ】いきいき健康福祉センター保健係

農地は適正に、責任を持って管理しましょう！



平成21年の改正農地法により、転用できる地域の制限や無断転用に対する罰則などが強化されるとともに、遊休農地に対する法的措置として、農業委員会による利用状況調査の実施と指導などが義務付けられました。

農地転用は許可が必要で農地を農地以外に使用していませんか

農地転用とは…

農地を農地以外の用途に利用することです。例えば、住宅や店舗、駐車場などで利用している場合です。

また、一時的に資材置場や砂利採取場として利用する場合でも転用許可が必要です。

無断で転用すると…

許可を受けずに無断で転用すると農地法違反となり、工事の中止とともに原状回復などの行政処分や、罰則として3年以下の懲役または300万円以下の罰金が科せられることもあります。法人の場合はさらに厳しく1億円以下の罰金が科せられることがあります。

地域によっては転用が制限されている場所もありますので、事前に農業委員会にご相談ください。

耕作しないで農地を放置していませんか

遊休農地とは…

現在、耕作の目的に使用されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に使用されないと見込まれる農地です。

農地を荒廃させてしまうと、元の優良な農地に戻すには相当な労力と時間がかかります。また、雑草の繁茂や種子の飛び散り・病害虫の発生など、周辺の農地に悪影響を与えたり、廃棄物を不法投棄

される恐れがあります。耕起・草刈り・除草等を行い適正な管理をお願いします。

なお、相続税の納税猶予を受けている農地を荒れたままに放置すると、納税猶予が打ち切れ、相当な税額を納付しなければならぬことがあります。

相続した農地の届け出を忘れていませんか

平成21年の改正農地法により農地を相続した方は、農業委員会へ届け出をすることが必要になりました。

農地を相続したものの、自ら耕作できない場合は、農業委員会が地元の農家などから「借り手」を探すお手伝いをします。このことは、遊休農地の発生防止になり、本来の農地としての活用につながります。

田や畑などの農地を相続した場合、農地が所在する農業委員会へ届け出をしてください。

※農地についてのご相談は、お近くの農業委員か、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

県下一斉無料法律相談会の開催について

日時 平成24年10月22日(月)
午後1時～4時

弁護士 齊藤 圭 先生

相談者人数 6名

(相談時間ひとり30分)

場所 西桂町役場1階

法律的なご相談でしたらどんな内容でも受け付けます。

※予約制となります。

※予約受付は10月20日(金)までです。

※予約受付時間は平日、9時～12時、13時～17時です。

問合せ・予約先
総務課 法律相談担当

救急医療情報キットの配付について

西桂町では、かかりつけ医や持病などを記入し、専用の容器に入れて保管する「救急医療情報キット」を、無償で配付しています。

〈配付対象者〉

① 65歳以上の方

② 身体障害等の手帳所持者

③ ①、②以外で健康上不安のある方

〈配付方法〉

西桂町いきいき健康福祉センターに直接申請してください。開所時間中は随時受け付けます。

〈問い合わせ先〉
いきいき健康福祉センター内
福祉保健課福祉係

子育てセミナー③『おいしく食べよう幼児食』

健康は楽しく食事をとることから始まります。『おいしく食べよう幼児食』をテーマに、栄養士さんの講話と調理実習を行います。みんなで一緒に幼児食について学び、親子で楽しく試食しましょう！

当日は託児を行いますので気軽に参加して下さい。

日時 平成24年11月9日(金)
午前10時～12時

場所 いきいき健康福祉センター12F 調理室

対象 幼児親子15組(先着)

持ち物 エプロン、三角巾

(お子さんの食事用エプロン、普段使用しているスプーンなど)

申し込み先…いきいき健康福祉センター 保健係(小林)

特定計量器(はかり)定期検査についてのお知らせ

計量法の規程により、はかりの定期検査(2年ごとに実施)を行いますので、左記の日時に検査を受けてください。検査を受けないはかりを商取引や証明に使用すると50万円以下の罰金に処せられることがあります。

*検査日時 平成24年10月10日(水) 10時30分～12時 13時～14時

*会場 YLO会館

*注意すること
検査手数料は現金での徴収となります。

印鑑は必ず持参してください。

お問い合わせ
山梨県計量検定所
055(261)9130

西桂町役場産業振興課商工担当
0555(25)2121

公証役場の利用について 10月1日から7日は公証週間です

あなたの大切な財産を守るため、国の機関である公証役場を活用してください。

公証役場は遺言書の作成、金銭・土地・建物の賃貸、離婚に伴う慰謝料・養育費・財産分与等に関する大切な契約を公正証書で作成しています。

公正証書作成のための相談(秘密厳守)は無料です。

お気軽にご相談ください。

なお、日本公証人連合会においても9月28日～10月7日まで電話相談を行っております。

03(3502)8239

4010011

大月市駒橋1-2-27

大月公証役場

公証人 青木 惺

0554(23)1452

0554(23)1457

よい食生活をすすめる講習会開催について



西桂町食生活改善推進員による『よい食生活をすすめる講習会』を下記日程にて実施します。

今回は、カルシウム不足などの改善を図ることをテーマに、牛乳、乳製品を含む食材を使って調理実習を実施いたします。

大勢の方々の参加をお待ちしております。

日時 10月18日(木)

10月25日(木)

両日とも19時～

場所 いきいき健康福祉センター

申込 10月10日(水)までに
いきいき健康福祉センター保健係までお申し込みください

オータムジャンボ宝くじ 9/24(月)発売

1等・前後賞あわせて
3億9,000万円

1等 3億3,000万円×13本
前後賞各3,000万円

2等 1,000万円×130本

売り切れ次第発売終了!



受講者募集！母子家庭等を対象としたパソコン講座！

消化器病学会甲信越支部
第60回市民公開講座のお知らせ

暮らしとお金の
フォーラム開催

社会保険労務士による
無料相談会開催

赤い羽根共同募金

目的

母子家庭等がより良い職業に就くことができるように、就業に有利な技能の習得や資格の取得を支援し、母子家庭等の自立と生活の一層の安定を進めます。

対象者

県内在住の母子家庭の母・寡婦の方が対象となります。

日程等 全4日間

基礎編
平成24年11月
10日(土)・11日(日)

応用編

平成24年11月
17日(土)・18日(日)

時間 午前10時～午後5時
(昼休み1時間)

申込み期限

平成24年10月12日(金)

場所 甲府市朝気4・5・21
山梨県母子福祉センター
(3階 会議室)

詳しくはお問い合わせください。

山梨県母子家庭等就業・自立支援センター

☎ 055(252)7014

FAX 055(253)7046

「お腹が痛いとき、
どうしますか？」

① 子供の腹痛

都留市立病院

太田 正法先生

② 腸の病気

山梨大医学部

飯野 弥先生

③ 肝胆膵の病気

山梨大医学部

松田 政徳先生

④ がんの緩和医療

山梨県立中央病院

許山 美和先生

⑤ 肥満とおなかの病気

上野原市立病院

岡本まさ子先生

○日時：平成24年10月27日(土)
午後2時～5時

○場所：都留市都の杜うぐいすホール 小ホール

○対象者：富士東部地区在住者、先着300名

○料金：無料

○主催：日本消化器病学会

○問い合わせ：都留市立病院
内第60回市民公開講座担当
☎ 0554(45)1811

日本FP協会山梨支部では地域における公益活動として無料の講演・体験相談を実施します。

開催日 11月3日(土)

時間 午前10時～午後3時

場所 アピオ甲府

山梨県中巨摩郡昭和町西条 3600

☎ 055(222)1111

講演 8講演

各定員 30名(予約不要)

体験相談 10組(要予約)

内容

生活設計・教育資金・住宅資金・保障設計・年金・金融商品・相続など

お問い合わせ

日本FP協会 山梨支部

☎ 0551(21)2513



ひとり親家庭ふれあいバス

参加者募集

「ひとり親家庭ふれあいバス」の参加者を下記のとおり募集します。

- 実施日 11月11日(日)
- 場所 東京ディズニーランドまたは東京ディズニーシー(お申し込み時に、どちらかお選び下さい。)
- 参加費 大人 2,000円
小学生以下 1,500円
- 定員 35名
- 申込日 10月22日(月)から10月26日(金)まで
- その他 町内にお住まいの方に限ります。ただし、子ども1人に対し、付き添い者1人までとさせていただきます。また小学生以下の方は、付き添い者同伴でご参加下さい。
- お申し込み先 西桂町社会福祉協議会 ☎(25)3300

今年も皆さんの温かい
ご協力をお願い致します

今年も、10月1日から赤い羽根共同募金運動が、全国一斉に展開されます。この運動も、今年で66回目となりますが、赤い羽根の支援を希望する施設や団体などは、今なおたくさんおられます。皆様の更なるご理解とご協力を頂きますよう、心からお願い致します。

問合せ先
山梨県社会保険労務士会
事務局
☎ 055(244)6064



山梨赤十字病院 常勤医師着任の お知らせ

7月、8月から、新しく5人の医師が着任しましたので紹介します。
今後より良い医療サービスの提供に努め、診療体制を充実させていきます。

職場でのトラブルの 解決をお手伝します

職場内での労働関係のトラブルの解決は、簡易・迅速な個別労働紛争解決制度（無料）をご利用ください。

詳しくは、山梨労働局総務部企画室（☎0555-225-2851）又は、最寄りの総合労働相談コーナー（甲府、都留、鵜沢労働基準監督署内）まで。【山梨労働局ホームページ】
<http://yamamashi-roundoukyoku.site.nhlw.go.jp/home.html>

山梨労働局からの お知らせ

山梨県最低賃金が改正されました。

1時間 695円

（平成24年10月1日発効）

詳しくは

山梨労働局貸金室

☎0555(225) 2854

甲府労働基準監督署

☎0555(224) 5611

都留労働基準監督署

☎0555(43) 2195

鵜沢労働基準監督署

☎0556(22) 3181

まで

平成24年度「北麓ジュニアスポーツフェスティバルフットサル大会」参加者募集

【開催日】平成24年11月11日(日)

【場所】富士北麓公園 体育館

【対象】小学校1～3年生（男女混合可）

【定数】24チーム 1チーム7～10名
（競技は6名で行う）

【参加料】1チーム 2,000円

【申込み】

（方法）所定の申込用紙にボールペンで必要事項を記入し、郵送または窓口にご申込みください。

（期間）平成24年10月15日(月)～10月30日(火)

【問い合わせ】

〒403-0005

山梨県富士吉田市上吉田5000

公益財団法人 山梨県体育協会

富士北麓公園管理事務所

TEL：0555-24-3651



平成24年度「北麓ファミリースポーツフェスティバルオリエンテーリング&チャレンジゲーム」参加者募集

【期 日】平成24年10月27日(土)

【場 所】富士北麓公園 陸上競技場（雨天時中止）

【対 象】家族グループ（必ず成人1名が入る事）

小学生グループ（小学生だけで構成）

※1グループ4名とするが3名または5名でも可

【定 数】40組

【参加料】1組 300円

【申込み】

（方法）所定の申込用紙に必要事項を記入し、窓口・FAX・メール・郵送のいずれかにて富士北麓公園事務所までお申込みください。メールの場合はホームページからダウンロードしメールに添付してください。

（期間）平成24年10月1日(月)～10月25日(木)

【問い合わせ】公益財団法人 山梨県体育協会

富士北麓公園管理事務所

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田立石5000

TEL：0555-24-3651 FAX：0555-24-3368

メールアドレス hokuroku@mfi.or.jp

人口と世帯

平成24年9月1日現在

男 2,294人 (-7)
 女 2,386人 (+18)
 合計 4,680人 (+11)
 世帯 1,531世帯(+7)

※住民基本台帳(外国人含む)に基づく人口と世帯数を掲載

慶弔

おめでた(誕生)

上町 佐藤 紗さ 千ち 順のり 保護者
 下暮地 小林 雅みやび 将大

おしあわせに(婚姻)

遠藤 研太 富士吉田市
 滝口 恵美子 上町

奥赤野 尚浩 下暮地
 脇野 尚子 忍野村

おくやみ(死亡)

柿園 菅谷 光輝 親族
 上町 定月 利江 富江
 柿園 原月 利光 富江
 本利 雄輝 富江
 子雄 輝 富江
 健造 阿部律子 富江

8月届出

10月・11月上旬 行事予定表

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	10月 1	2 ● マタニティクラス① am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	3 ● お弁当を持って散歩に行こう!! am10:30~ (子育て支援センター)	4 ● 母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター) ● 5歳児健診相談 pm4:00~ (いきいき健康福祉センター)	5 ● アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	6 ● 土曜日開放日 映画鑑賞会 am10:15~11:30 (子育て支援センター) ● 中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00
特定健診及び各種がん検診申し込期間 1日~5日						
7 ● 第52回町民体育祭 am9:00~ (町民グラウンド)	8 ● 結核住民検診 am9:00~pm4:00 (町内) ● マタニティクラス② am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	9 ● リトミック遊び am10:30~ (子育て支援センター) ● 1歳6ヶ月児健康診査 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	10 ● アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	11	12 ● アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	13 ● 児童館事業 ● 未満児の会 (保育所)
14 ● タウンオリエンテリングチャレンジ am9:00~	15 ● にこにこ親子ベビーマッサージ am10:15~ (子育て支援センター)	16 ● マタニティクラス③ am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	17 ● 3歳児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	18 ● 母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	19 ● 親子遠足(保育所) ● 保育所開放事業&つぼみ園との交流会 am10:30~ (子育て支援センター) ● アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	20 ● 中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00
21 ● 町長解職・町議会解散投票日	22 ● お話の会 am10:30~ (子育て支援センター)	23 ● マタニティクラス④ am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	24	25	26 ● 赤ちゃん広場 pm1:00~3:00 (子育て支援センター) ● アクティブクラス pm8:00~ (いきいき健康福祉センター)	27 ● 児童館事業 ● 祖父母の会 (保育所)
28	29	30 ● 離乳食・育児教室 am10:00~12:00 (いきいき健康福祉センター) ● 両親学級 pm7:30~ (いきいき健康福祉センター)	31 ● 乳児健診 pm1:15~ (いきいき健康福祉センター)	11月 1 ● 母子手帳交付 am9:00~12:00 (いきいき健康福祉センター)	2 ● 特定健診及びがん検診 (65歳以上) am8:30~9:45 (いきいき健康福祉センター)	3 ● 文化の日 ● 中学校図書館一般開放日 am10:00~pm3:00
4 ● 西桂町民文化祭 am9:00~pm9:00 (YLO会館)	5 ● 特定健診及びがん検診 (64歳まで) am8:30~10:30 (いきいき健康福祉センター) ● 西桂町民文化祭 am9:00~pm3:00 (YLO会館)	6 ● 特定健診及びがん検診 (64歳まで) am8:30~10:30 (いきいき健康福祉センター)	7	8	9 ● 子育てセミナー③ 「おいしく食べよう 幼児食」 am10:00~ (いきいき健康福祉センター)	10 ● 児童館事業
11	12	13	10月の納税 ● 町県民税 ……3期 ● 後期高齢者医療保険料 4期 ● 国民健康保険税 ……4期			

広報に関するご意見・ご感想・ご質問は

TEL: 0555-25-2121 FAX: 0555-20-2015
 E-mail: kouhou@town.nishikatsura.yamanashi.jp

フオトニュース



児童館



♡…えいごであそぼう…♡

月曜日 4時～5時 クリス先生が児童館に来ています。最近学童保育で流行っているトランプ手品をしたり、体を動かして一緒に遊んだり…楽しい時間を過ごしています(^.^)^^



8/6(月)・トウモロコシ収穫

今回は雨の中、皆さんに集まって頂きました。鹿糠さんから味見用に頂いたトウモロコシを皆で食べながら「甘くておいしい～！」と、雨の中でしたが、この時期でしか味わえない経験ができました。

手織りクラブ



みつとうげ手織りの里グループの方に講師になって頂き行なっています。昨年度の経験児童もいるので、今回は縦糸横糸を作る様な準備段階の作業もしています。集中して意欲的に取り組み楽しい時間を過ごしています。

母親クラブ



8/17(金)

三つ峠の桜公園にて川遊びをしました。小川ではオモチャで遊んだりサワガニを見たりと、たっぴりと自然に触れる事ができました。お楽しみのスイカ割りでは、甘くて美味しいスイカをみんなで食べて夏の日を楽しみました♪



10月19(金) 10時～ YLO会館2階にて文化祭の準備をします。

10月19(金) 10時～YLO会館2階にて文化祭の準備をします。今までの活動のアルバム作りや、バザーに出す商品作りをします。お手伝い出来る方は、宜しくお願いします！